

こどもサポートセンターおてて

運 営 規 程

株式会社てとて

こどもサポートセンターおてて 運営規程 (児童発達支援事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社として（以下「事業者」という。）が設置するこどもサポートセンターおてて（以下「事業所」という。）において実施する障害児通所支援の児童発達支援事業（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 指定児童発達支援の実施に当たっては、障害児の保護者の必要な時に必要な指定児童発達支援の提供ができるよう努めるものとする。

3 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針（以下「児童発達支援ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こどもサポートセンターおてて
- (2) 所在地 千葉県館山市長須賀 556 番地の 23

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1人（常勤職員）

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、通所給付決定保護者（法第21条の5の5に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。以下同じ。）及び障害児に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6カ月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業

者に対する技術指導及び助言を行う。

- (3) 保育士 1人以上(常勤職員及び非常勤職員)

個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

- (4) 児童指導員 1人以上(常勤職員及び非常勤職員)

個別支援計画に基づき障害児及び障害児の保護者に対し適切に指導等を行う。

- (5) 看護師 1人以上(常勤職員及び非常勤職員)

個別支援計画に基づき障害児に対し適切に医療行為を行う。

サービス提供を行う時間帯及び延長支援時には、児童指導員又は保育士を2人以上配置する。

(うち、1人以上は常勤とする。)

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。

- (4) サービス提供時間

午前10時から午後4時まで(送迎時間は含まない)

①午前10時から午後2時まで

②午後2時から午後4時まで

個別支援計画書の利用希望時間により対応する

ただし、やむを得ない理由により、営業時間及びサービス提供時間の前後に利用を希望する場合には、支援計画により延長利用を実施することとする。

- (5) 上記の営業日、営業時間のほか、電話やLINE等により連絡が可能な体制をとる。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 10人とする。

(児童発達支援の内容)

第7条 児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成

- (2) 基本事業

(ア) 健康・生活面の支援

健康チェック、健康相談、医療的ケア 食事・排泄等日常生活動作の介助等

(イ) 運動・感覚の支援

歩行、軽スポーツ、音楽活動、粘土など指先の微細運動等

(ウ) 認知・行動の支援

朝の会・帰りの会・読み聞かせ・創作・ルールのある活動や遊び等

(エ) 言語・コミュニケーションの支援

会話・他者との関わり方等

(オ) 人間関係・社会性の支援

集団生活へのステップアップ、家族以外の人との関係づくり・地域の資源や公共施設の利用等

(その他)

関係機関との連携

医療、福祉、生活の相談等

(4) 送迎サービス

事業所の所有する車両により、障害児の自宅と保育園との間、又は事業所の最寄り駅や定めた集
合場所までの送迎を行う。(送迎車輛3列目シートがある車輛には安全装置設置)

(通所給付決定保護者から受領する費用の額等)

第8条 指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所
利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童
発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定児
童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給
付決定保護者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については通所給付決定保護者から徴収するものとする。

指定児童発達支援で提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるもの
に係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、
当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払っ
た通所給付決定保護者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、館山市、南房総市、鴨川市、鋸南町の全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用にあたっての留意事項は、次にとおりとする。

(1) 障害児がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の
完治連絡が出るまで事業所利用はできない。又、感染症対策による国や県の指示・指導に基づき
事業所利用できないこともある。

(2) 事業所内の設備、器具は本来の用法に従って利用する。これに反した利用により破損が生じた
場合、賠償していただくことがある。

(3) 貴重品は、自己の責任において管理する。自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込
まないようにする。

- (4) 通所給付決定保護者は宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の通所給付決定保護者及び障害児に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。行った場合は契約終了とする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 11 条 事業者は、通所給付決定保護者の依頼を受けて、当該通所給付決定保護者が同一の月に事業所が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援を受けたときは、当該指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援等に係る費用基準額から法第 21 条 5 の 3 の規定により算定された障害児通所給付費を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定障害児通所支援等に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は障害児の主治医（以下「協力医療機関」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、保護者・管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、救急搬送を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 緊急時対応マニュアルを整備し、定期的に従業者に周知するとともに、訓練等を行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第 14 条 障害児〔18 歳未満の身体障害、知的障害、精神障害及び難病等対象(発達障害を含む)〕重症心身障害児。

(苦情解決)

第 15 条 提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 苦情解決を図るため、苦情解決委員会を設置し苦情に対して適切に対応し、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

3 提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 22 の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して千葉県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、千葉県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う

ものとする。

- 4 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 16 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。

（身体拘束の適正化）

第 17 条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症や災害への対応力の強化）

第 18 条 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる講じなければならない。

- （1） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- （2） 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針・感染症対策マニュアルを整備する。
- （3） 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- 2 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
- 5 事業者は、前項に規定する（非常災害に備えるための）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（ハラスメント対策）

第 19 条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業者は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族の同意を得ておかなければならない。
- 5 事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うものとする。
- 6 事業所は、概ね1年に1回以上、児童発達支援ガイドラインを踏まえて、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行い、その内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 7 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 8 事業者は、障害児及び通所給付決定保護者並びにその他当該児の家族に対する指定児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。
- 9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社てととと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。